

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は株式会社デントスと称し、英文ではDENTAS CO., LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、下記の業務を営むことを目的とする。

1. 歯科医療材料の研究開発
2. 歯科技工補修物材料の研究開発
3. 歯科医療機械器具の製造、販売、仲介、リース、レンタル、メンテナンス及び修理ならびに古物の売買
4. 歯科医療材料の輸出入
5. 歯科医療の補綴物、充填物、又は矯正装置の製造、販売、修理
6. 医療用具の研究開発
7. 医療用具の製造及び販売
8. 医療用具の輸出入
9. 歯科医院業務に関する情報の収集、蓄積、開発による情報提供サービス事業
10. 歯科医院開設支援事業
11. 歯科医院の施設および付帯設備等の販売、リース、レンタル、メンテナンス及び修理ならびに古物の売買
12. 企業の買収、合併、業務提携、事業譲渡の調査、企画、及びコンサルティング
13. 一般労働者派遣事業、特定労働者派遣事業
14. 有料職業紹介業
15. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を徳島県徳島市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は1,382,800株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。

普通株式	1,132,800株
A種種類株式	250,000株

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、普通株式につき100株とし、A種種類株式につき1株とする。

(株式取扱規則)

第7条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款の他、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿並びにそれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては、これを取扱わない。

(株式の併合、分割、又は募集株式の割当て)

第9条 当社は、株式の併合、分割又は無償割当てを行うときは、同一割合でこれを行う。

(自己の株式の取得)

第10条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって、市

場取引等により自己の株式を取得することができる。

第2章の2 A種種類株式

(剰余金の配当)

第11条の1 当社は、A種種類株式を有する株主（以下「A種種類株主」という。）及びA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種種類登録株式質権者」という。）に対しては、配当を行わない。

(残余財産の分配)

第11条の2 当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、A種種類株式1株につき、A種種類株式1株当たりの払込金額相当額の金銭を支払う。

2. A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。
3. 当社が残余財産の分配を行う額が、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対する残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、A種種類株主又はA種種類登録株式質権者に対する残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により残余財産の分配を行う。

(議決権)

第11条の3 A種種類株主は株主総会において議決権を有しない。

(種類株主総会)

第11条の4 当社は、法令に別段の定めがある場合（会社法第322条第3項但書の場合を含む。）を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議（会社法第322条第1項の規定による決議を含む。）を要しない。

(A種種類株式の併合又は分割、募集新株、新株予約権の割当てを受ける権利等)

第11条の5 当社は、株式の併合をするときは、普通株式及びA種種類株式ごとに同時に同一の割合で併合する。

2. 当社は、株式の分割をするときは、普通株式及びA種種類株式の種類ごとに、同時に同一の割合で分割する。
3. 当社は、当社の株主に株式の無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式を、A種種類株主にはA種種類株式を、それぞれ同時に同一の割合で割当

てる。

4. 当社は、当社の株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式の割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式の割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
5. 当社は、当社の株主に新株予約権の無償割当てを受ける権利を与えるときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の無償割当てを受ける権利を、それぞれ同時に同一の割合で与える。
6. 当社は、当社の株主に募集新株予約権の割当てを行うときは、普通株主には普通株式を目的とする新株予約権の割当てを、A種種類株主にはA種種類株式を目的とする新株予約権の割当てを、それぞれ同時に同一の割合で行う。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第11条の6 A種種類株主は、A種種類株式発行後、2022年3月31日(当該日が営業日でない場合には、翌営業日)以降はいつでも当社に対して、以下に定める算定方式に従って算出される数の当社の普通株式を対価として、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとする。

2. A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、取得請求に係るA種種類株式の数に本条第3項に定める取得比率(但し、本条第4項の規定により調整される。)を乗じて得られる数とする。なお、A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしない。
3. 取得比率は、当初、1とする。
4. (取得比率の調整)
 - (a) 当社は、A種種類株式の発行日後、本項(b)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「取得比率調整式」という。)により取得比率を調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

- (b) 取得比率調整式により取得比率の調整を行う場合及びその調整後の取得比率の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項(c)②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行又は処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)

（但し、当会社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合、会社分割、株式交換又は合併による場合を除く。）調整後取得比率は、払込期日（無償割当ての場合は効力発生日とし、募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための基準日を定めた場合は当該基準日の翌日以降、これを適用する。

- ② 株式分割により当会社普通株式を発行する場合、調整後取得比率は、株式分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。
 - ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項(c)②に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）又は本項(c)②に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）調整後取得比率は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初取得比率によって請求又は行使されて当会社普通株式が交付されたものとみなして取得比率調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
 - ④ 当会社の発行した取得条項付種類株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項(c)②に定める時価を下回る価額をもって当会社普通株式を交付する場合、調整後取得比率は、取得日の翌日以降これを適用する。
 - ⑤ 本項(b)①乃至③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当会社の機関の承認を条件としているときは、本項(b)①乃至③の定めに関わらず、調整後行使比率は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。
- (c) 取得比率調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。
 - ② 取得比率調整式で使用する時価は、調整後取得比率を適用する日（但し、本項(b)⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当会社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）又は、調整後取得比率を適用する日の直前取引日の終値のいずれか高いものを使用する。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- なお、取引がその間ない場合は、直近の気配値若しくは、その直前

に発行された普通株式の発行価額を使用する。

- ③ 取得比率調整式で使用する当会社の既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後取得比率を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式数を控除した数とする。また、本項(b)②の場合には、取得比率調整式で使用する「新発行・処分普通株式数」は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。
- (d) 本項(b)の取得比率の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当会社は、必要な取得比率の調整を行う。
 - ① 株式の併合、当会社を存続会社とする合併、当会社を承継会社とする吸収分割、当会社を完全親会社とする株式交換のために取得比率の調整を必要とするとき。
 - ② その他当会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により取得比率の調整を必要とするとき。
 - ③ 取得比率を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後取得比率の算出にあたり使用すべき発行済株式数につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (e) 本項に定めるところにより取得比率の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前取得比率、調整後取得比率及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までにA種種類株主に通知する。但し、本項(b)②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

(A種種類株式の譲渡の制限)

第11条の7 譲渡によるA種種類株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要する。

第3章 株主総会

(総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役が招集する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

(種類株主総会)

第19条 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる種類株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第324条第2項の定めによる種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。
3. 第14条乃至第17条の規定は種類株主総会に準用する。
4. 定時株主総会の決議事項のうち、当該決議のほか種類株主総会の決議を必要とするものがある場合における当該種類株主総会の議決権の基準日については、第13条の規定を準用する。
5. 種類株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令

に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第20条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第21条 当会社の取締役は10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。但し、緊急必要のあるときは、この期間を更に短縮することができる。

2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は、取締役（当該決議に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の議事項について書面により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。但し、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。

(代表取締役および役付取締役)

第29条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名、取締役副社長1名ならびに専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他職執行の対価として当社から受ける財産上の益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。

第5章 監査役

(監査役の設置)

第32条 当社は監査役を置く。

(監査役の員数)

第33条 当社の監査役は3名以内とする。

(監査役の選任)

第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第36条 監査役の報酬等については、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第39条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

2. 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことが出来る。

(期末配当金の除斥期間)

第40条 期末配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金には利息をつけない。